

議案第98号

入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

平成30年11月27日提出

入間市長 田中龍夫

#### 提案理由

難病者福祉手当の支給に関する事務及び重度心身障害者の医療費の助成に関する事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく独自利用事務として情報連携を行い、併せて所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

入間市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「又は生徒」を「及び生徒並びに就学予定者」に改め、同項を同表の7の項とし、同表中4の項を6の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 市長	入間市難病者福祉手当支給条例（昭和54年条例第7号）の規定による難病者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第37号）の規定による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2中4の項を6の項とし、3の項の次に次のように加える。

4 市長	入間市難病者福祉手当支給条例の規定による難病者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3の1の項中「又は生徒」を「及び生徒並びに就学予定者」に改める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。